値から、４⑴で測定した搬送波電力に対する不要発射の比を減じた値を、dBm／MHz 単位で、２⑵の掃引周波数幅が異なる帯域ごとに最大の１波を周波数とともに記載する。

⑵　多数点を記載する場合は、設備規則別表第三号に規定する許容値の帯域ごとにレベルの降順に並べ、周波数とともに記載する。

６　その他

⑴　測定結果が設備規則別表第三号に規定する許容値に対し３dB 以内の場合は、当該周波数におけるスペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を高周波電力計及び信号発生器を使用して確認する。

⑵　スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「ＲＭＳ」を用いることができる。

⑶　変調符号を標準符号化試験信号に設定できない場合は、通常運用状態において占有周波数帯幅が最大となる変調符号とする。

⑷　搬送波抑圧フィルタを使用する場合は、フィルタの減衰領域内の不要発射を正確に測定できないことがあるので、この場合は、測定値を補正する必要がある。

⑸　２⑶において、搬送波周波数±10MHz 以内でスペクトル分析器の選択度特性により十四の項に規定する基準値を超える場合は、五の項の方法を用いることができる。

⑹　２⑵において、掃引周波数幅 1,906.848MHz から 10GHz までを一掃引で測定することとしているが、疑義がある場合は掃引周波数幅を１GHz ごとに分割して掃引する。

注１　不要発射探索時の設定を次のとおりとする。不要発射測定時の分解能帯域幅を、測定する不要発射周波数を次の周波数で示した分解能帯域幅に設定する。

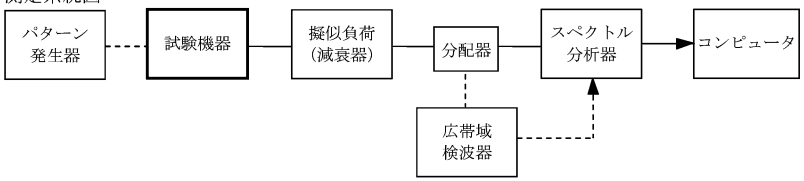
掃引周波数幅	分解能帯域幅
30MHz から 1,000MHz まで	１MHz
1,000MHz から 1,891.296MHz まで	１MHz
1,906.848MHz から 10GHz まで	１MHz

注２　不要発射周波数（検出した周波数）が、技術基準が異なる境界近傍の場合は、中心周波数を境界周波数から参照帯域幅の１／２だけ離調させた周波数とする。

不要発射周波数（検出した周波数）	中心周波数
1,890.796MHz 以上 1,891.296MHz 以下	1,890.796MHz
1,906.848MHz 以上 1,907.348MHz 以下	1,907.348MHz

五　スプリアス発射又は不要発射の強度（スプリアス領域における不要発射の強度（搬送波周波数近傍））

１　測定系統図



２　測定器の設定等

⑴　不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	（注１）
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	１サンプル当たり１バーストが入ること（注２）
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　不要発射電力測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波又は不要発射周波数（検出した周波数）（注３）
掃引周波数幅	（注４）
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	１サンプル当たり１バーストが入ること
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400 点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、強制送信制御の動作モードで変調信号の送信速度（bps）と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調して送信する。

⑵　複数の変調方式及び送信速度を有するものは、それぞれの変調方式及び送信速度ごとに測定する。

⑶　複数のスロットを連結するものは、１スロット送信に固定する。

４　測定操作手順

⑴　中心周波数を搬送波周波数とし、スペクトル分析器の設定を２⑵として、搬送波の電力を測定する。

⑵　帯域外領域における不要発射の強度

ア　スペクトル分析器の設定を２⑴とし、掃引して不要発射を探索する。

イ　検出した不要発射の電力値に分解能帯域幅換算値（注５）を加えた値が十四の項に規定する基準値以下の場合は、電力値に分解能帯域幅換算値を加えた値を測定値とする。

ウ　検出した不要発射の電力値に分解能帯域幅換算値を加えた値が十四の項に規定する基準値を超える場合は、当該基準値を超える周波数において、次のエからスまでの手順で詳細測定を行う。

エ　八の項で測定した空中線電力の測定値に、13.8dB（広帯域スロットの場合は 10.8dB）を加えた値を算出してP_bとする。

オ　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、スペクトル分析器の中心周波数を搬送波周波数とする。

カ　スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

キ　全データの dB 値を電力次元の真数に変換する。

ク　全データの電力総和（注６）を算出し、その値を搬送波電力P_Cとする。

ケ　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、スペクトル分析器の中心周波数を、ウにおいて十四の項に規定する基準値を超える各周波数とする（注３）。

コ　スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。